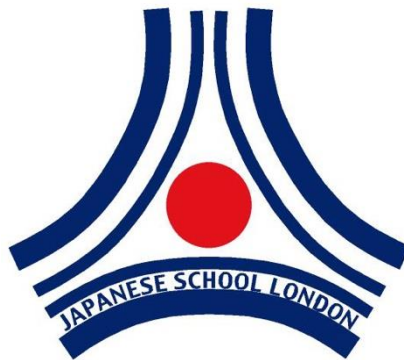


教職員 行動規範 方針

日本人学校



最終審査日 2024 年 1 月

次回の審査期限 2025 年
1 月

バージョン番号	変更者	修正内容	変更日
1.0	岡本和男	更新	2024年1月

内容

- 1.目的、範囲、原則 4
- 2.法律とガイダンス 5
- 3.一般的な義務 5
- 4.セーフガード 5
- 5.教職員と児童生徒の関係 7
- 6.コミュニケーションとソーシャルメディア 7
- 7.適切なテクノロジーの使用 7
- 8.守秘義務 8
- 9.正直さと誠実さ 8
- 10.ドレスコード 8
- 11.業務外の行動 9
- 12.モニタリングの取り決め 9
- 13.他の方針とのリンク 9

1.目的、範囲、原則

この方針は、全教職員が従うべき行動規範を設定し、維持することを目的としています。

本方針を作成することで、本校が、誰もが安全で、楽しく、敬意を持って扱われる環境であることを確実にすることを目指します。

この行動規範の原則の多くは、文部科学省の「教員規範」に基づいています。

学校職員は学校内で影響力のある立場にあり、常に高水準の行動を示すことで、児童生徒の模範となります。

私たちは、すべての教員が文部科学省の「教員規範」に定められた個人的・職業的行動に従って行動することを期待しています。

私たちは、すべての教職員、運営委員、ボランティアにも、他者の安全と福利を尊重し、個人的かつ専門的な誠実さを持って行動することを求めます。

本校の教育は、人間尊重と相互信頼を基本に、児童生徒一人ひとりの人格の完成、平和で民主的な国家・社会を形成する人間の育成、教育の機会均等の実現を目指しています。本校の教育目標は、「自ら学び、心豊かにたくましく国際社会を生きぬく児童生徒の育成」です。この目標を達成するために、本校は適切なカリキュラムを実施します。日英両政府に認められた学校として、全教職員が一丸となって質の高い学校運営を推進します。

行動規範に従わない場合、本校の職員懲戒手続きに定める懲戒処分を受けることがあります。

この行動規範はすべてを網羅するものではありません。この規範でカバーされていない状況が発生した場合、教職員は専門的な判断を下し、学校と児童生徒の最善の利益のために行動します。

2.法律とガイダンス

この行動規範では、低レベルの懸念、教職員に対する申し立て、内部告発のほか、許容されるテクノロジーの使用（携帯端末の使用を含む）、教職員と児童生徒の関係、ソーシャルメディアの使用を含むコミュニケーションなどをカバーします。

この方針は、資金調達契約および定款にも準拠しています。

3.一般的な義務

教職員は児童生徒の模範となるように：

高水準の勤怠と時間厳守を維持する。

学校では不適切な言葉や攻撃的な言葉を使わない。

品位と敬意をもって児童生徒や他者に接する。

寛容さを示し、他者の権利を尊重する。

民主主義、法の支配、個人の自由、異なる信仰や信念を持つ人々に対する相互尊重と寛容など、英国の基本的価値を損なわないこと。

児童生徒の弱みに付け込んだり、法を犯すような方法で、個人的な信条を表明しない。

文部科学省による「教員規範」の中で行動しなければならない法的枠組みを理解する。

4.セーフガード

教職員は児童生徒を危険から守り、懸念があれば報告する義務があります。これには身体的、精神的、性的虐待、ネグレクトが含まれます。

教職員は、本校の児童保護および保護方針と手順、およびプリVENTの取り組みに精通し、児童生徒について懸念がある場合に従うべきプロセスを確実に認識します。

本校の児童保護および保護方針と手順は、本校のウェブサイトでご覧いただけます。

4.1 危害の閾値を満たす可能性のある申し立て

本項は、臨時教員、ボランティア、請負業者を含め、学校で働く者が以下の行為を行ったとされるすべてのケースに適用されます：

子どもに危害を加えた、または加えた可能性のある行為をした、および/または

子どもに対する、または子どもに関連する犯罪を犯した可能性がある、および/または

子どもに対し、危害を及ぼす危険性があることを示すような言動をした、および/または

子どもと働くのにふさわしくない行動をとった、またはとった可能性がある。

私たちは、このような申し立てがあった場合、迅速かつ公平で一貫した方法で対処し、効果的な児童保護を提供すると同時に、申し立ての対象となった個人を支援します。

「ケースマネージャー」が調査を指揮します。校長または運営委員長が務め、校長が申し立ての対象となる場合は、運営委員長が務めます。

4.2 教職員に関する低レベルの懸念

低レベルの懸念とは、危害の閾値に達しない、教職員の行動規範と矛盾する教職員による子どもに対する行動のことで、不安感や「しつこい疑い」を引き起こす程度の単純なものである場合もあります。例えば、以下のようなことが挙げられます：

子どもにやさしくしすぎる

依怙鼻息をする

個人所有の機器による子どもの写真撮影

人目につにくい場所での1対1での活動

児童生徒を辱める

低レベルの懸念には、職場内外での不適切な行為が含まれます。

全教職員は、児童保護および保護方針で規定されている報告手順を使用して、低レベルの懸念事項を共有する必要があります。また、誤解されるような状況に陥った場合は、自己申告することも奨励しています。教職員が、その行動が低レベルの懸念とみなされるかどうか確信が持てない場合は、報告することを奨励しています。

すべての報告は、迅速、慎重かつ適切な方法で処理されます。

専門家としてあるまじき行為には、早い段階で対処し、その教職員が是正できるようサポートします。

これにより、虐待のリスクを最小限に抑えながら、私たちの価値観と期待される行動が全教職員によって常にも実践され、監視され、強化される、開放性、信頼性、透明性の文化が生まれ、定着します。

低レベルの懸念事項の報告と対応については、児童保護と保護方針で詳しく説明しています。これは本校のウェブサイトでご覧いただけます。

申し立てに対処するための私たちの手続きは、常識と判断力をもって適用されます。

4.3 内部告発

内部告発は、報告することが「公益」にかなう不正行為を報告するものです。保護に関連する例としては、以下のようなものがあります：

児童生徒または教職員の健康と安全が危険にさらされること

法的義務または法定要件への不遵守

上記またはその他の公益上の不正行為を隠蔽しようとする行為

教職員は、不正行為の疑いをできるだけ早く報告することが奨励されます。懸念は真剣に受け止められ、調査され、守秘義務は尊重されます。

教職員は、自分の懸念が内部告発の性質を持つかどうかを判断する際に、上記の例を考慮する必要があります。その出来事が違法であるか、法令や学校の手続きに違反しているか、人々を危険にさらしているか、あるいはそのような行為を隠蔽しようとしていないかを検討します。

教職員はその懸念を校長に報告します。その懸念が校長に関するものである場合、または校長が何らかの形で不正行為に関与していると思われる場合、教職員はその懸念を運営委員会の委員長に報告しなければなりません。

内部告発をご希望の方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

SMC メールアドレス：unei@thejapaneseschool.ltd.uk

懸念は可能な限り書面で行います。その際、不正行為を行った者の氏名、日付、場所、可能な限り多くの証拠と背景を含めます。懸念を表明する教職員は、その問題に対する個人的な利害関係の詳細も記載すること。

5.教職員と児童生徒の関係

教職員は、職務上の立場にふさわしい児童生徒との適切な境界線を守ります。そうしていないと合理的に推測されることのないよう、公正かつ透明性のある方法で行動します。

教職員と児童生徒が 1 対 1 で時間を過ごさなければならない場合、教職員は以下のことを徹底する：

他人がアクセスできる公共の場所で行われる

部屋の中が見える

同僚または管理職が、行われていることを知っている

教職員は、可能な限り授業時間外の児童生徒との接触を避けるべきです。

個人的な連絡先を教職員と児童生徒の間で交換すべきではありません。これにはソーシャルメディアのプロフィールも含まれます。

多くの児童生徒やその保護者が、年度末などに教職員にプレゼントを贈りたいと考えていることは承知していますが、教職員から児童生徒へのプレゼントは認められません。

教職員が、自分自身と児童生徒との間のやりとりが誤解されるかもしれないと懸念する場合、または教職員が同僚教職員と児童生徒との間のやりとりが誤解されるかもしれないと懸念する場合は、本校の児童保護および保護方針で規定されている手順に従って報告する必要があります。

6.コミュニケーションとソーシャルメディア

教職員のソーシャルメディアのプロフィールは、児童生徒が閲覧できるものであってはなりません。ソーシャルメディアに個人的なプロフィールを載せている場合は、フルネームを使うべきではありません。代わりにファーストネームとミドルネームを使用し、公開されているプロフィールは非公開に設定することを検討します。

教職員は、児童生徒や保護者と何らかの関係を築くために、学校外のソーシャルメディアやその他の手段で連絡を取ろうとしてはなりません。また、児童生徒や保護者のソーシャルメディア上のプロフィールを探そうとすることもあってはなりません。

教職員は、本校の児童生徒である児童生徒を特定できるような画像をオンラインに投稿しません。

教職員は、学校のオンライン安全方針を知っておく必要があります。

7.適切なテクノロジーの使用

教職員は、学校内または学校所有のテクノロジーを使用して、違法、不適切、または不快とみなされる可能性のあるコンテンツを閲覧しません。これには、わいせつな電子メールの送信、ギャンブル、ポルノやその他の不適切なコンテンツの閲覧が含まれますが、これらに限定されません。

教職員は、私物の携帯電話やノートパソコン、または学校の備品を、授業時間中や児童生徒の前で私用に使用しません。また、個人の携帯電話やカメラで児童生徒の写真を撮ることも禁止します。

私たちは、学校の IT システム上で電子メールやインターネットの使用を監視する権利があります。

8. 守秘義務

教職員はその職務上、学校、教職員、児童生徒、保護者に関する機微で機密性の高い情報に接することがしばしばあります。

このような情報は：

法律または関係者の同意がない限り、誰にも開示されない。

他人を辱め、困惑させ、恐喝するために使用されない。

収集され、意図された目的以外に使用されない。

これは、児童保護および保護方針で詳述されているように、児童生徒が危害を受けた、または危害を受ける危険があると教職員が考える場合、児童保護の懸念を適切なチャンネルに報告する教職員の義務を覆すものではありません。

9. 正直さと誠実さ

教職員は、その役割において、高水準の正直さと誠実さを保つべきです。これには、児童生徒への対応、金銭の取り扱い、経費の請求、学校の所有物や施設の使用などが含まれます。

教職員は賄賂を受け取りません。50 ポンド以上の贈答品は申告しなければなりません。

教職員は、学校に提供されたすべての情報が正しいことを確認します。これには以下が含まれます：

背景情報（学校外での行動に関する過去または現在の調査/注意を含む）

資格

職務経験

学校に提供した情報に更新があった場合、教職員は合理的に実行可能な限り速やかにその旨を学校に通知します。その際、その問題の性質と状況、および教職員の雇用に影響があるかどうかを考慮されます。

10. ドレスコード

教職員はプロフェッショナルで適切な服装をする。

露出度の高い衣服は避け、タトゥーは隠すようにする。

攻撃的または政治的なスローガンは一切表示しない。

11.業務外の行動

教職員は、学校や教員の評判を落とすような行為はしません。これは、暴力や性的非行などの犯罪行為や、ソーシャルメディア上での学校に対する否定的なコメントを含みますが、これらに限定されません。

12.モニタリングの取り決め

この方針は毎年見直されますが、必要に応じて改訂されることもあります。本方針は、学校運営委員会によって承認されます。

SMC は、この行動規範が効果的に実施され、児童生徒を保護し、いかなる懸念事項にも対処するために、適切な措置が適時に取られるようにします。

13.他の方針とのリンク

この方針は、本校の方針とリンクしています：

教職員がこの行動規範に違反した場合に使用される、教職員の懲戒手続き。また、不正行為や重大な違法行為とみなされる例も定められています。

教職員の苦情処理手続き

子どもの保護と保護

オンラインの安全性